

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年9月15日付けで提起された、処分庁が平成[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日付け[Redacted]第[Redacted]号、[Redacted]第[Redacted]号及び[Redacted]第[Redacted]号で行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下それぞれ「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件処分3を取り消す。
- 2 本件審査請求のその余の請求は却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分1ないし3は違法又は不当であると主張しているものと解される。



1 審査請求の趣旨

審査請求書の別紙5(1)ウの「 月分以降の生活扶助費を 円とする処分を取消し、 円とすることを求める。」との主張における「 円」は、同(2)エに請求人の生活扶助費の合計として「
 円」と記載されていることから、「 円」の誤記であると解される。

これを前提として、本件審査請求の趣旨は、本件処分1ないし3により行われた平成 年 月分以降の生活扶助費にかかる決定を取り消し、
 円とするよう求めるとともに、本件処分2により行われた同年 月分の生活扶助費追加支給額を 円とする決定を取り消すよう求めているものと解される。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、おおむね次のとおりと解される。

処分庁は、本件処分1ないし3の理由を請求人の就労に伴う収入認定の変更によるものとしている。

請求人は送迎の仕事をしており、処分庁の指示に従い、収入及び経費に関する多数の資料を提出している。

必要経費としては、ガソリン代、高速道路料金のほか、洗車費用月額約 円、自動車の賃料月額 円、任意保険料月額 円及び駐車場代月額 円があり、これらの経費は収入認定に当たり控除されるべきであるが、処分庁は一部しか控除していない。

また、請求人が破損させた自動車の修理費用 円についても 月の収入認定において必要経費として控除されるべきである。

処分庁の担当ケースワーカーは請求人に対し、経費が過大であり、勤労とは認められない等の指摘をしているが、現在の就労には請求人の自立に向けた訓練や中間就労的な意味があり、これを考慮すれば現状の経費の状況は是認されるべきである。

したがって、必要経費の一部しか認定しないことにより最低限度の生活の維持には不十分な生活扶助費しか認定していない本件処分は取り消されるべきである。

第2 処分庁の弁明

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は次のとおりと解される。

1 本件処分について

(1) 本件処分1は、請求人の平成●●年●●月以降の収入を見込んで行った処分であり、同年●●月●●日に請求人から収入申告を受け、平成●●年●●月●●日付け●●第●●号により処分を変更している。

また、その結果生じた保護費の不足分についても同年●●月●●日に支給済みである。

(2) 本件処分2は、本件処分3により取り消されている。

(3) 本件処分3は、請求人の●●月分の収入を基に●●月以降の収入を見込んだものであり、請求人からの収入申告を受けて当該月の収入を確定し、当該月の保護費を変更することを予定しているものである。

2 洗車費用について

経費として認められるのは必要最小限度の額であるが、請求人が主張している額が最小限度であることを証する資料が提出されていないため、最小限度の額を判断できない。

3 自動車の賃料について

請求人が●●である賃貸人の債務を支払うことが想起される契約に基づいたもので、経費とは認め難い。そもそも、請求人と賃貸人との生計が別であるとする保護申請時の申告に疑義が生じる。

4 任意保険料及び駐車場代について

任意保険料及び駐車場代は、請求人が収入を得ている業務とは別の業務のために発生しているものであり、必要経費とは認められない。

5 自動車の修理費用について

請求人が加入している任意保険により支払われるべきであり、破損による美観の問題により業務に支障があるとの主張については、これを挙証する資料がないため処分庁では修理の必要性を判断できない。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明に対し、請求人から平成●●年●●月●●日付けで反論書が提出され、その趣旨は次のとおりと解される。

1 洗車費用について

洗車機による外装の洗車費用が通常1回 [] 円、車内清掃用の掃除機の使用料が1回 [] 円であり、また、洗車機では落とせないホイール等の汚れを落とす際は1回 [] 円を超える手洗い洗車を依頼する場合もある。

駐車場所が舗装されておらず毎日の洗車が必要であることから、月額 [] 円の費用は必要最小限度と言える。

2 自動車の賃料について

[] 業務を行うには自動車が必要であり、請求人は当該業務での使用による自動車の価値減少分に相当する額を支払っているものである。

確かに、請求人が支払った賃料が賃貸人の債務の支払いに充当されていることにはなるが、これは当該自動車がローン付のものであったからに過ぎない。

また、契約書を作成していることから、請求人と賃貸人の生計が別だとする保護申請時の申告に疑義が生じるものではない。

3 任意保険料及び駐車場代について

自動車の使用が全て [] 業務によるものでないにしても、主たる用途が [] 業務による使用であれば、経費として認められるべきである。

仮に全額の認定ができないにしても、使用割合によって按分した額を経費として認定すべきである。

4 自動車の修理費用について

処分庁は任意保険により支払われるべきと主張しているが、修理費用が [] 円程度の場合、車両保険を使用すると保険料率の変更により [] 円を大きく上回る負担が生じるので不経済である。

さらに、処分庁は任意保険の保険料を経費として認めていないので、任意保険を使用して修理すると請求人の生活困窮の度合いがより高まる。

なお、美観の問題については、破損部位が右後方で乗降部に近いため、目立つものである。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成 [] 年 [] 月 [] 日から [] にて生活保護を受給していること。

[REDACTED]

7 請求人及び [REDACTED] は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで、上記3の契約とは別に、[REDACTED] と自動車の賃貸借にかかる契約を締結したこと。

当該契約においては、契約期間は平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日まで、賃料は月額 [REDACTED] 円とされており、さらに当該自動車の運行により第三者に被害を与えた場合の補償は請求人が加入する保険による対応とされ、また請求人の事業にかかる燃料費は請求人の負担とされていること。

8 処分庁は、請求人の就労収入について、実際の就労月の翌月分の収入として認定する取扱いとしていたこと。

9 請求人は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで同年 [REDACTED] 月中の就労にかかる収入申告書及びその挙証資料として次の書類を提出し、処分庁はこれを同年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで收受したこと。

- (1) 給与支払明細書 (写)
- (2) タイムカード (写)
- (3) 必要経費利用明細
- (4) 運行日報
- (5) 高速道路の利用証明書 (写)
- (6) ガソリン代及び洗車費用領収書 (写)
- (7) [REDACTED] 取引明細書

1 0 処分庁は、本件処分1により、請求人の平成●年●月中の就労にかかる収入を●円、必要経費を●円と見込んで請求人の同年●月分以降の生活扶助費を●円としたこと。

1 1 処分庁は、本件処分3により、上記9の収入申告書及び挙証資料に基づき請求人の平成●年●月分の収入認定額を変更したこと。

その際処分庁は、就労収入を●円と認定し、基礎控除●円のほか、必要経費として所得税●円、高速道路料金●円、ガソリン代●円、洗車費用●円の計●円を認定したが、上記9の(6)で領収書の写しが提出されていた洗車プリペイドカード代金と推察される●円、(3)に記載されていたが領収書等の提出はされていなかった任意保険料●円及び駐車場代●円、自動車の賃料については必要経費として認定しなかったこと。

また、本件処分1で●円とされていた平成●年●月分の生活扶助費は、本件処分3により●円に変更され、同年●月分の生活扶助費追加支給額は●円とされたこと。

なお、平成●年●月分以降の生活扶助費及び同年●月分の生活扶助費追加支給額を決定した本件処分2については、本件処分3により取り消されていること。

1 2 処分庁は、請求人の平成●年●月中の就労にかかる収入及び必要経費の挙証資料を同年●月●日に收受し、これに基づき請求人の同年●月分の収入認定額を変更し、同年●月●日付け●第●号により請求人の保護を変更したこと。

1 3 処分庁は、請求人の平成●年●月中の就労にかかる収入申告書及び挙証資料を同年●月●日に收受し、これに基づき請求人の●月分の収入認定額を変更し、同年●月●日付け●第●号により請求人の保護を変更したこと。

1 4 平成27年9月15日付けで本件審査請求が提起されたこと。

本件審査請求書には、発行日を平成●年●月●日とする自動車の修理費用にかかる見積書が添付されていたこと。

1 5 平成●年●月●日付けで処分庁から弁明書が提出されたこと。

16 平成 年 月 日付けで請求人から反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

1 本件審査請求における洗車費用、自動車の賃料及び任意保険料についての勤労収入を得るための必要経費としての取扱いにかかる判断は、請求人から平成 年 月 日付けで提起された審査請求にかかる同年 月 日付け裁決書の第7で示したとおりである。

2 これに基づき、本件審査請求について判断する。

上記第4の11のとおり、本件処分3において、処分庁は洗車費用のうち 円を必要経費として認定しているものの、自動車の賃料、任意保険及び駐車場代については一切必要経費として認定していない。

駐車場代も含めこれらの費用については、上記1の裁決で示したとおり、本件業務と密接不離の因果関係が認められる額については必要経費として認めるべきものであり、全く必要経費として認めなかった処分庁の判断は妥当とは言えない。

ただし、自動車の修理費用については、修理費用にかかる見積書の発行日が平成 年 月 日であることを勘案すると、平成 年 月 日付けで行われた本件処分1ないし3において当該費用を必要経費として認定することは不可能であったと考えられるため、この点について処分庁の判断を不当とは言えない。

なお、請求人は、本件処分1及び2により行われた平成 年 月分以降の生活扶助費にかかる決定の取り消し並びに本件処分2により行われた同年 月分の生活扶助費追加支給額の決定の取り消しを求めているが、上記第4の11のとおり、それらの処分は本件処分3により変更又は取り消されている。

第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求の一部には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成28年2月29日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは埼玉県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において[]を代表する者は[]、埼玉県を代表する者は埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。